

平成21年度地域再生チャレンジ交付金取扱要領

1 趣旨

平成21年度地域再生チャレンジ交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第15に基づき、交付金の交付に関し、必要な事項を定める。

2 地域再生プロジェクトの対象となる地域格差の分野及び取組例

交付要綱第3に規定する地域再生プロジェクトの対象となる地域格差の分野及びその是正に向けた取組の例は、別表のとおりであり、プロジェクトを提案する市町村等は、地域格差の分野をいずれか一つ選定するものとする。

3 交付対象事業

- (1) 地域再生プロジェクトの交付対象事業への交付金の配分については、プロジェクトの内示後であっても、交付対象事業間で変更ができるものとする。
- (2) 交付要綱第4の3(8)に規定する継続して実施している事業について、政策展開方針に掲げる地域重点プロジェクトに関連する地域再生プロジェクトに限り、事業開始から5ヵ年度までの事業を交付対象事業とすることができる。
- (3) 交付要綱第4の3(10)に規定する委託費の占める割合が著しく高い事業とは、委託に係る経費が交付対象事業の個々の交付対象経費の10分の9以上となる事業をいう。

4 交付対象経費

交付要綱第5に規定する交付対象経費の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 賃金及び職員費のうち、事業主体の維持運営に要する恒常的な人件費は対象外であるが、交付対象事業の実施に必要な不可欠な人員等を一時的に雇用するための経費と認められるものは対象とすることができる。
- (2) 備品購入費のうち、交付対象事業の実施に必要な不可欠な備品に要する経費にあつては、当該事業の交付対象経費の5分の1を限度として交付対象とすることができる。
また、備品をリース等により対応する場合の経費の割合についても同様とする。
- (3) 不動産の賃借に要する費用は、交付対象事業の実施に必要な不可欠な施設等の借り上げに要する費用であつて、当該事業に要する交付対象経費の5分の1を限度として対象とすることができる。

5 交付金額の算定

交付要綱第6に規定する控除財源の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 複数の市町村が共同で地域再生プロジェクトに取り組む場合において、負担金を支出した市町村に対しては、交付対象経費に係る負担金を算出した上で、直接交付金を交付するものとする。
- (2) 民間団体等からの助成金等とは、交付要綱第4の3(3)に掲げる団体以外の団体からの助成金等をいう。

6 合併した市町村の扱い

平成11年法律第87号による改正以後の市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に基づき合併した市町村の上限額は、交付要綱第7で規定する一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等と同じ扱いとする。

7 地域再生プロジェクトの提案

交付要綱第8に規定する地域再生プロジェクトの提案に必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 地域再生プロジェクト計画書（別記第1号様式）
- (2) 地域再生プロジェクト事業予定調書（別記第2号様式）

8 交付金の交付を受けるプロジェクトの公表

交付要綱第9の3に規定する住民等への公表は、次によるものとする。

- (1) 公表の方法
市町村等の広報紙又はホームページ等により公表するものとする。
- (2) 公表の内容
次の項目について公表するものとする。
 - ・地域再生プロジェクト名
 - ・地域再生プロジェクトの期間
 - ・地域再生プロジェクトの目標
 - ・地域再生プロジェクトの実施により期待される効果
 - ・地域再生プロジェクトの構成事業の概要（実施主体・内容・事業費）
 - ・地域再生プロジェクトに対する地域再生チャレンジ交付金の内示額

9 交付の申請

1 交付要綱第10に規定する交付の申請に必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 補助金等交付申請書（共通第1号様式（昭和49年北海道告示第802号に定める様式をいう。以下、共通様式において同じ。））
- (2) 事業計画書（共通第2号様式）
- (3) 補助金等交付申請額算出調書（共通第14号様式）
- (4) 経費の配分調書（共通第18号様式）
- (5) 事業予算書（共通第20号様式）
- (6) 資金収支計画書（共通第32号様式。交付の申請をする者が複数の市町村で構成する協議会等（以下「協議会等」という。）の場合に限る。）
- (7) 地域再生プロジェクト調書（別記第3号様式）
- (8) 地域再生プロジェクトの構成事業に係る経費内訳（別記第6号様式）
- (9) 納税対応状況申出書（別記第4号様式）

2 交付金の交付申請時に交付金に係る消費税等仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額のうち消費税法（昭和63年法律第108号。以下「法」という。）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額の100分の25に相当する額を合計した金額に補助率等を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、交付申請時において、交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

10 交付の条件

- 1 交付要綱第11の(1)に規定する交付金の交付の決定を受けたプロジェクトの内容を変更する場合に必要な様式は、補助事業等変更承認申請書（共通第21号様式）とする。
- 2 交付要綱第11の(2)に規定する交付金の交付の決定を受けたプロジェクトを中止（廃止）する場合に必要な様式は、補助事業等中止（廃止）承認申請書（共通第23号様式）とする

3 9の2のただし書きに該当する場合にあっては、交付決定に当たり次の条件を付すものとする。

(1) 交付対象事業の実施主体（以下「事業実施主体」という。）が協議会等の場合

協議会等は、実績報告を行うに当たって、当該交付金にかかる消費税等仕入控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額の100分の25に相当する額を合計した金額に交付率等乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

協議会等は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに当該金額を返還しなければならない。

(2) 事業実施主体が市町村等以外の者（間接補助事業者）である場合

市町村等は、実績報告を行うに当たって、各事業実施主体の当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかとなった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

市町村等は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施主体の当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

11 実績報告

交付要綱第12の1に規定する実績の報告に必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 補助事業等実績報告書（共通第28号様式）
- (2) 事業実績書（共通第2号様式）
- (3) 補助金等精算書（共通第29号様式）
- (4) 事業精算書（共通第31号様式）
- (5) 地域再生プロジェクト事業交付金配分調書（別記第5号様式）
- (6) 地域再生プロジェクト構成事業に係る経費内訳（別記第6号様式）

12 評価及び公表

1 交付要綱第14の1に規定する自己評価及びその結果の報告に必要な様式は地域再生プロジェクトの実施結果調書（別記第7号様式）とする。

2 交付要綱第14の1に規定する住民等への公表は、次によるものとする。

(1) 公表の方法

市町村等の広報紙又はホームページ等により公表するものとする。

(2) 公表の内容

次の項目について公表するものとする。

- ・地域再生プロジェクト名
- ・地域再生プロジェクトの期間
- ・地域再生プロジェクトの目標
- ・地域再生プロジェクトに対する地域再生チャレンジ交付金の交付額
- ・地域再生プロジェクトの構成事業の概要（実施主体・内容・事業費）
- ・地域再生プロジェクトの実施結果
- ・地域再生プロジェクトの今後の展開

別表

交付金の対象とする地域格差の分野と地域再生プロジェクトの例

対象とする地域格差の分野	地域再生プロジェクト
社会構造の格差	<p>活力ある地域創造プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者自らが地域社会を支える仕組みづくり ・ 交流人口の拡大や移住の促進 ・ 特定分野での先進モデルづくりなど地域アイデンティティの確立
地域経済の格差	<p>地域経済再建プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ブランド力強化のためのマーケティング戦略推進 ・ 産学連携、産業複合による新事業創出 ・ 地域資源を総動員した新しい観光の創造 ・ 市街地と商店街の活性化 ・ 福祉、環境などの課題を解決する地域ビジネスの仕組みづくり ・ 産業の担い手、起業家の支援組織の整備
医療・福祉の格差	<p>安心の暮らしづくりプロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防医療、健康増進システムの確立 ・ 通院、買物などの効率的移動手段の確保 ・ 地域社会全体で行う子育て環境づくり ・ 地域ケア、除雪などの体制整備 ・ 集落再編、まちなか居住の促進
地方行財政の格差	<p>新しい「公」の創造プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民組織の再編や遊休施設の活用などによるコミュニティの再生 ・ 企業や住民との協働事業の推進 ・ 市民活動の拡大とネットワーク化 ・ 広域的な連携による行政運営の効率化
その他の格差	<p>個性あふれる地域再生プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記に該当しないが、地域特有の資源や独自の発想を生かして行う地域再生の取組であり、特に支援すべきプロジェクト

別記様式

第 号
平成 年 月 日

北海道知事 様

交付事業者 印
(団体名及び代表者氏名印)

平成 年 月 日付け地支第 号指令で交付金の交付決定を受けた地域再生チャレンジ交付金
について、同指令条件第 号の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 交付金の確定額	金	円
2 交付金の確定時における消費税等仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の確定に伴う交付金に係る消費税等 仕入額控除税額	金	円
4 要交付金返還相当額(3 - 2)	金	円

注 間接補助事業等場合にあつては、集計表(各事業実施主体ごとの1から4までの事項を記載した書面)
を添付すること。